

令和5年5月30日

新潟市議会議長 皆川 英二 様

会 派 名 翔 政 会

議 員 名 伊 藤 健 太 郎

令和5年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政務活動費	120,000	@120,000×1月

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	1,887	別紙のとおり
人 件 費	77,333	別紙のとおり
事 務 所 費	40,780	別紙のとおり
合 計	120,000	

3 残 額 _____ 0円

支出伝票一覧表

会派名	翔政会		議員名	伊藤健太郎
支出年度	令和5年度	支出項目	資料購入費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R5.4.27	公明新聞購読料(4月分)	1,887	第一紙目 新潟日報
		小計	1,887	
		合計	1,887	

支 出 伝 票

会 派 名	翔政会	議員名	伊藤健太郎
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	/
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月27日		
支 出 金 額	1,887 円		
支 出 先	熊倉 正明		
使 途 内 容	公明新聞購読料(4月分)		
備 考	第一紙目 新潟日報		
領収書貼付欄	(資料購入費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

中央区弁天橋通3丁目6-9

領 収 証 (2023年 04月分)

伊藤健太郎 様

(発行日) (領収番号) (スタッフ)
000003

品名	部数	金額
新潟日報 ※	1	3,400

合計金額	
3,400円	
8%対象 (内消費税 251)	3,400円
10%対象 (内消費税)	円

※は軽減税率対象 上記正に領収いたしました。

ご愛読頂き誠にありがとうございます。
4月27日(木)に口座振替致しました。

新潟市中央区姥ヶ山 113-3 ☎025 (286) 4927



新聞購読料 領 収 証
伊藤 健太郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年 4月分 領収日 4月27日

領収金額	¥1,887
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 熊倉 正明
住 所 新潟市中央区長潟3-8-22
TEL 025-287-4021 FAX 025-287-4071

お申込No. [Redacted]

支出伝票一覧表

会派名	翔政会		議員名	伊藤健太郎
支出年度	令和5年度	支出項目	人件費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R5.5.19	事務員給与(5月支給分)	77,333	政務活動補助
		小計	77,333	
		合計	77,333	

支出伝票

会 派 名	翔政会	議 員 名	伊藤健太郎
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	/
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月1日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月19日		
支 出 金 額	77,333 円		
支 出 先	XXXXXXXXXX		
使 途 内 容	事務員給与(5月支給分)		
備 考	政務活動補助 154,666 円 × 1/2 = 77,333 円		

領収書貼付欄 (人件費)

領 収 証

伊藤 健太郎 様 No. _____

★ ￥ 154,666 =

但 令和5年5月支給分 給与として

R5 年 5 月 19 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

XXXXXXXXXX

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

政務活動費 (人件費) 勤務実績表 (令和5年度 4月分)

会 派 名		翔政会		議 員 名	伊藤 健太郎
政務活動補助 職員氏名		[REDACTED]			
政務活動従事割合 (B) / (A)				69.30 / 104.15 (66%)	
日	曜日	総従事時間 (A)	内、政務活動 従事時間 (B)	政務活動従事内容	
1	土	0:00	0:00		
2	日	0:00	0:00		
3	月	0:00	0:00		
4	火	0:00	0:00		
5	水	0:00	0:00		
6	木	0:00	0:00		
7	金	0:00	0:00		
8	土	0:00	0:00		
9	日	0:00	0:00		
10	月	6:00	4:00	地域要望聞き取り補助 (地域活性化)	
11	火	7:00	4:40	"	
12	水	7:30	5:00	"	
13	木	7:15	4:50	"	
14	金	7:00	4:40	"	
15	土	0:00	0:00		
16	日	0:00	0:00		
17	月	7:30	5:00	地域要望聞き取り補助 (危険箇所確認他)	
18	火	7:00	4:40	"	
19	水	7:30	5:00	"	
20	木	6:30	4:20	"	
21	金	7:00	4:40	"	
22	土	0:00	0:00		
23	日	0:00	0:00		
24	月	6:00	4:00	地域要望聞き取り補助 (地域活性化)・情報収集	
25	火	7:00	4:40	"	
26	水	7:00	4:40	"	
27	木	6:30	4:20	"	
28	金	7:30	5:00	"	
29	土	0:00	0:00		
30	日	0:00	0:00		
計		104:15	69:30		

支出伝票一覧表

会派名	翔政会		議員名	伊藤健太郎
支出年度	令和5年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	R5.4.1	事務所賃料	22,865	4月分 $65,330 \times 21/30 \times 1/2$
2	R5.4.7	複合機リース料	4,755	$\yen14,040 \times 21/31 (3/31 \sim 4/9 \text{ 除く}) \times 1/2 = \yen4,755$
3	R5.5.26	事務所電話料・通信費	3,600	4月分 $(\yen8,811 - \text{■}) \times 21/30 + (\yen1,100) \times 30/31 \times 1/2$
4	R5.5.26	備品リース料	3,965	4月分 $11,330 \times 21/30 \times 1/2$
5	R5.5.29	複合機カウント料	4,278	$\yen5,330 \times 21/31 (2/31 \sim 4/9 \text{ 除く}) \times 1/2 = \yen4,278$
6	R5.5.30	水道代	1,317	4月分 $\yen4,594 \times 35/61 (3/31 \sim 4/9 \text{ 除く}) \times 1/2 = \yen1,317$
		小計	40,780	
		合計	40,780	

支出伝票

会 派 名	翔政会	議員名	伊藤健太郎
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	/
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月10日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年4月1日		
支出金額	22,865 円		
支 出 先	マンション遠山		
使 途 内 容	事務所賃料		
備 考	4月分 65,330×21/30×1/2		

領収書貼付欄 (事務所費)

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

お 取 扱 日 05-03-28	取扱店 号機 NB 通番 269 28 N 252		
銀行番号 口座店 口座番号			
お 取 引 内 容 振 込	お 取 引 金 額 ¥65,000		
消費税込手数料	¥330		
	おつり ¥4,670		
14:41	お取引後元帳残高		
こ 案 内			
* お振込明細		* OE0252	
お振込先			
(ユ) マンショントオヤマ 様			
ご依頼人 イトウケンタロウ 様			
TEL			

第四北越銀行
※印紙のご案内もご確認ください。

印紙納付の必要がない場合は
印紙を消してご利用ください

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と、借主 伊藤健太郎(以下「乙」という)と、連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	弁天橋通3丁目 遠山貸店舗		
	所 在 地	(住居表示) 新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9 (登記簿)		
種 類	構 造	木造 瓦葺 平屋階 1棟	間取り	床面積49.68㎡ (約15坪)
	種 類	店舗事務所	築年月	1992年 9月 (平成4年)

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

地方議員事務所

頭書(3) 契約期間

平成30年 3月 1日 から 平成33年 2月 末日まで (3年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">目的物件の鍵の引渡し時期</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">平成30年 3月 1日</td> </tr> </table>	目的物件の鍵の引渡し時期	平成30年 3月 1日
目的物件の鍵の引渡し時期	平成30年 3月 1日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 65,000円 (内消費税等 込 円)	管理・ 共益費		保険料	
敷 金		札 金		他	
駐車場		付属 施設料		町内費	
その他の条件等		※テナント保険は入居使用中は継続加入してください。			
貸与する鍵	場所	玄関(自動ドア)			合計
	鍵No. 本数				
鍵について					
賃料等の支払時期		賃料前払い(翌月分を毎月末日まで)			
賃料等 の支払 方法	■振 込	口座名義人: [REDACTED] お振込み金額: 毎月65,000円 ※お振込み手数料は乙の負担となります			
	□持 参	持 参 先			
	□口座引落	委託会社名			

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (連帯保証人)	(氏名)	
	(自宅)	
	(勤務先)	
	(携帯)	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名		TEL	
	住所			

管理業者	(*貸主の自主管理)			
連絡先		TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載			
仲介担当者	有限会社 風間不動産 氏名 風間 貴子 (賃貸不動産経営管理士:登録番号(1) 038989号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	
-------	--

頭書(8) 更新に関する事項

本書契約期間満了後は自動更新とする。更新料はありません

頭書(9) 特約事項

(1) 乙の都合にて、契約開始日から本書記載の契約期間未満了での中途解約する場合は違約金が発生し、敷金1ヶ月分は甲より返還されません。 (2) 駐車場は当物件出入り口前の2台分です。屋根の掛かった隣の駐車場には駐車しないようお願い致します。また小学校前につき、お車の出入りには十分ご注意願います。尚、冬期間の除雪は乙の負担と致します。 (3) ご契約中はテナント保険(什器備品持込家財+借家人賠償特約付保険)に継続加入をお願いいたします。 (4) 乙は契約期間中に於いて公共料金はじめ、蛍光灯、電池等の消耗品の交換、空調及び換気扇のフィルター、吹出口・排気口の清掃、流しの排水口等の清掃等、その他の諸雑費等のご負担をお願い致します。 (5) 契約中の建物管理不十分によるカビ、結露、煙草のヤニ等で、壁クロス、床、付属設備等に汚れが生じた場合はご退去時に修繕費用が発生致します。特に煙草のヤニ汚れはクリーニングでは落ちません。クロス貼替等においては多額の費用が掛かる恐れがありますのでご注意下さい。 (6) ご退室時には当事務所の清掃費用、汚損、破損個所の修繕費用を敷金より清算させていただきます。 (7) ご退居時には公共料金の精算をお忘れなく、また、郵便局への転送届もお願い致します。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙、連帯保証人が記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

平成 30年 3月 / 日

貸主 (甲)	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
借主 (乙)	氏名	伊藤 健太郎	TEL	[REDACTED]
	住所	新潟市中央区姥ヶ山5-13-26 ハーベニアスA103		
連帯保証人 (丙)	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		

※印 連帯保証人の捺印は実印とする

		A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	新潟市中央区山二ツ5-6-11 Tel 025-286-4512		主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 風間不動産		商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 風間一枝		代表者の氏名	Ⓢ
	免許証番号	新潟県知事(5)第3999号		免許証番号	大臣知事()第 号
	免許年月日	平成 25年 5月 3日		免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	風間 彰謙		氏名	Ⓢ
	登録番号	(新潟) 第8065号		登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社 風間不動産		業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	新潟市中央区山二ツ5-6-11 電話 025-286-4512		事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という)及び借主(以下「乙」という)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示
- 9 借主は、次の行為をしてはならない。
- ・覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグの使用者又は所持する者の出入り
 - ・覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグの製造並びに販売
- 上記2項のいずれかに該当した場合、貸主は催告のうえ賃貸借契約を解除できるものとする。

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 甲は本物件建物の主要構造部分について修繕を行い、乙は部分的な小修理を費用を負担して自ら行うものとする。
- 乙が負担すべき小修理の例
- ①電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - ②WCや給湯室の水漏れやその他費用が軽微な修繕

- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき

(1ヶ月分を遅延し、請求後も更に未入金にて2ヶ月分が滞納となったとき)

二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき

四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

五 銀行取引の停止

六 破産手続きの開始

七 民事再生手続きの開始

八 会社更生手続きの開始

九 特別精算手続きの開始

- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む)を甲に返還しなければならない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

- 5 乙は本契約終了時による明渡しに際し、明渡料を請求せず、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件を賃貸借成立時の原状に復した上で甲に完全に明け渡すものとする。

尚、本物件の本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復しなければならない。

- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。
ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

様式11(議員用)

事務所台帳

会派名	翔政会	議員名	伊藤 健太郎
事務所名	所在地・電話番号		延べ床面積 (㎡)
伊藤けんたろう事務所	新潟市中央区弁天橋通3丁目6番9号 電話(025)282-7500		49.68 ㎡
設置年月日	令和 元年 5月 2日		

政務活動費 (事務所費) 使用実績表 (令和5年度 4月分)

会 派 名	翔政会		議 員 名	伊藤 健太郎
事務所名	伊藤けんたろう事務所		事務所所在地	新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9
政務活動使用割合 (B) / (A)			75.30 / 110.15 (68 %)	
日	曜日	総使用時間 (A)	内、政務活動 使用時間 (B)	政務活動使用内容
1	土	0:00	0:00	
2	日	0:00	0:00	
3	月	0:00	0:00	
4	火	0:00	0:00	
5	水	0:00	0:00	
6	木	0:00	0:00	
7	金	0:00	0:00	
8	土	0:00	0:00	
9	日	0:00	0:00	
10	月	6:00	4:00	地域要望聞き取り (地域活性化)
11	火	7:00	4:40	"
12	水	7:30	5:00	"
13	木	7:15	4:50	"
14	金	7:00	4:40	"
15	土	0:00	0:00	
16	日	0:00	0:00	
17	月	7:30	5:00	地域要望聞き取り (危険箇所確認他)
18	火	7:00	4:40	"
19	水	7:30	5:00	"
20	木	6:30	4:20	"
21	金	7:00	4:40	"
22	土	3:00	3:00	"
23	日	0:00	0:00	
24	月	6:00	4:00	地域要望聞き取り (地域活性化)・情報収集
25	火	7:00	4:40	"
26	水	7:00	4:40	"
27	木	6:30	4:20	"
28	金	7:30	5:00	"
29	土	3:00	3:00	"
30	日	0:00	0:00	
計		110:15	75:30	

支 出 伝 票

会 派 名	翔政会	議 員 名	伊藤健太郎
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	2
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年3月30日 から 令和5年4月29日		
支出年月日	令和5年4月7日		
支 出 金 額	4,755 円		
支 出 先	アプラス		
使 途 内 容	複合機リース料		
備 考	¥14,040×21/31(3/31～4/9を除く)×1/2=¥4,755		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

お申込みの内容 (約款)

申込者(契約者を含め以下、「甲」という)および連帯保証人予定者(以下、「保証人」という)は、以下の各条項に従い、株式会社アプラス(以下「乙」という)に対してリース申込みおよび契約書(以下、「申込書等」という)記載の物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下、「物件」という)に係るリース契約を次のとおり契約(申込含む)します。

第1条(リース契約の趣旨)

- (1)乙は、甲の指定に基づき、申込書等に記載の販売店(以下、「売主」という)から物件を買受けて、次条以下の条件で甲にリース(賃貸)し、甲はこれを事業・職務の用に供するために借受けます。
- (2)リース契約は、乙が所定の手続きをもって承諾し売主に通知したときに成立するものとします。また、乙が承諾しない場合もその旨売主に通知されるものとします。この場合、売主から甲にその旨が通知されるものとします。
- (3)甲は、リース契約条項に定めがある場合を除き、リース契約を解約もしくは解除できないものとします。
- (4)リース契約における物件は、乙が売主から買い受けると同時に、これを昭和リース株式会社(本社：東京都文京区後楽1-4-14 以下、「丙」という)に売り渡し、乙がこの売渡しと同時に丙からリースバック(賃借)したものとします。

第2条(リース期間)

リース期間およびリース開始日は、申込書等に記載のリース期間(以下、「リース期間」という)およびリース開始日(以下、「リース開始日」という)とします。

第3条(物件の引渡)

- (1)物件は、申込書等に記載の設置場所(以下、「設置場所」という)において、売主から甲に引渡されます。
- (2)甲は、物件が搬入されたときは、引渡のときまで、善良な管理者の注意をもって、甲の責任と負担で保管します。
- (3)甲は、甲の責任において物件の検査を行い、物件に瑕疵のない完全な状態で引渡しを受けた事を確認します。

第4条(物件の使用・保存)

- (1)甲は、物件を、物件引渡日から、設置場所で、リース期間、通常の業務のために、本来の用法および諸法令に従い、善良な管理者の注意のもとに使用するものとします。
- (2)甲は、物件が常に良好な使用状態を保つよう甲の責任と負担で点検整備をおこない、物件が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず甲の責任と負担で修繕、修復をおこないます。
- (3)物件自体、または物件の設置、保管、使用によって甲または甲の従業員を含む第三者が人的、物的な損害を受けたときは、甲はその原因のいかんを問わず甲の責任と負担で解決するものとします。
- (4)乙が物件の賃貸人であること、または丙が物件の所有者であることを理由に第三者より直接、損害賠償の請求を受けた場合は、甲は、甲の責任と負担で直ちに乙または丙に代わってその解決にあたるものとし、乙または丙が賠償の支払を余儀なくされた場合も乙または丙に代わって賠償の支払をおこない、乙または丙に対し何ら求償もしません。また、甲は、乙が物件の賃貸人であること、また丙が物件の所有者であることを理由に直接賠償を支払わざるを得なかった場合は、乙または丙が第三者に支払った金額と乙または丙がその支払に要した諸費用とを、無条件で直ちに乙または丙に補償するものとします。
- (5)物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって甲に生じた損害および紛争について、乙および丙は一切の責任を負いません。

第5条(リース料)

- (1)物件のリース料およびその支払方法は、申込書等に記載の通りとします。
- (2)甲は、リース期間中において、理由のいかんを問わず物件を使用しない期間もしくは使用できない期間があったとしても、乙に対するリース料の支払を免れることはできないものとします。

第6条(遅延損害金)

甲が、第5条のリース料や第11条の債務その他リース契約に基づく金銭の支払を怠ったとき、または乙が甲のために当該契約に関して発生した費用を立替払した場合において立替金の償還を怠ったときは、甲は支払うべき金額に対し支払期日または立替払日の翌日からその完済にいたるまで年14.6%の割合(1年365日とする日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

第7条(物件の保険)

- (1)丙は、物件(不動産及び不動産に準ずる物件、ソフトウェア、管球単体、自動車、自転車及びそれらの搭載物件、携帯通信機器、据付工事及びメンテナンス等の役務等を除く)に関し、リース開始日を起算日としてリース期間中継続して丙を保険契約者および丙を被保険者とする動産総合保険契約を締結します。なお、動産総合保険の場合、地震・噴火・津波等の天災、甲の故意または重過失その他保険約款免責規定による事故の場合は保険金は支払われないものとします。
- (2)物件に保険補償対象となる事故が発生したときは、甲は、乙に対して直ちにその旨を、保険金受領に要する書類を添付した書面により通知します。
- (3)前項の場合は、次の各号のいずれかの定めに従うものとします。
 - ①物件が修理可能な場合に甲が第4条第2項に従い物件を修繕、修復したときに限り、乙は、支払われた保険金額を限度として、この費用を甲に支払います。
 - ②第9条第1項の場合は、甲は、支払われた保険金を限度として、当該物件にかかる第9条第2項の債務の支払を免れます。

第8条(物件の瑕疵等)

- (1)甲は、第1号または物件の引渡後は第2号もしくは第3号に関し、乙に対して異議や苦情の申立および損害賠償請求等いかなる請求もできないものとします。ただし、甲が売主に対する損害賠償請求権その他の権利(ただし、乙と売主との間の売買契約解除権を除く)を乙より譲り受け行使することを希望し書面で請求した場合は、乙はこれらの権利を甲に譲渡するものとします。なお、甲は、これらの権利を譲り受け行使する場合においても、乙に対するリース料の支払を免れません。
 - ①天災地変、ストライキその他の不可抗力ならびに売主または運送業者の都合、その他専ら乙の責に帰し得ない事由による物件の引渡の遅延または引渡

不能。②物件の仕様、構造、品質、性能等その他一切の瑕疵およびその他物件に関する一切の事項。③物件の選択、決定に際しての甲の錯誤。

- (2)前項第1号ないし第3号を原因として、甲が乙に対し乙と売主との間の売買契約の解除を希望したときは、乙は、甲から表記のリース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額と同額の規定損害金(以下「規定損害金」という)相当額の譲渡代金およびそのときまでに甲が乙に対しリース契約に基づき負担するに至った一切の債務の支払を受けるのと引換えに、乙と売主との間の売買契約の解除権ならびに契約解除に基づく売買代金の返還請求権を買主としての地位とともに甲に譲渡するものとします。この場合、前記の金員が乙に支払われたときをもって、リース契約は終了するものとします。

- (3)乙は、第1項第1号ないし第3号の事由または譲渡の目的となる権利の存否を判断することなく、第1項または前項の譲渡をおこなうものとし、前記の存否、売主の資力、または甲と売主との間の交渉について何らの責任も負わないものとします。

第9条(物件の滅失等)

- (1)物件が、滅失や盗難により甲が占有を失いまたは損傷により修理不能になったときは、甲は乙に対して書面によりその旨を通知するものとし、乙がその事情を認めたときは、リース契約は終了するものとします。
- (2)前項によりリース契約が終了する場合は、その原因のいかんを問わず、甲は直ちに損害賠償として規定損害金に3回分のリース料相当額を付加して乙に支払うものとします。
- (3)乙は、物件が存在する場合は、前項の支払を受けるのと引換えに、物件の所有権を現状のまま甲に譲渡します。

第10条(物件の所有権侵害等の禁止)

- (1)甲は、乙が物件に乙または丙の所有権等を明示する表示・標識等を設置しないし貼付する旨の要求をしたときは、直ちに乙の指示に従い、これを実行します。
- (2)甲は、物件について次の行為、その他丙の所有権を侵害する行為をしてはならないものとします。
 - ①日本国外への持ち出し。②担保への差入。③第三者への譲渡または占有名義の移転。
- (3)甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、物件について次の行為をしてはならないものとします。
 - ①他の不動産、動産への付着。②造作、加工等その他一切の現状変更。③第三者への転貸およびリース契約に基づく甲の権利や地位の譲渡。④設置場所からの移動。
- (4)物件に付着した他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほかに、無償で丙に帰属するものとします。
- (5)物件について第三者が、権利を主張し、仮処分、強制執行をして丙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、リース契約書またはリース契約に基づく公正証書を提示し、物件が丙の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知するものとします。
- (6)第3項において、甲が乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときは不動産に生ずる損傷について、乙または丙に対して何ら修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を取得し、乙に提出するものとします。

第11条(契約解除)

- (1)乙は、甲が次の各号の一つにでも該当したときは、通知や催告を要せずリース契約を解除することができるものとします。
 - ①リース料の支払を1回でも怠ったとき。②支払いを停止したとき、または小切手もしくは手形の不渡を1回でも発生させたとき。③強制執行、仮差押、公租公課滞納処分などを受けたとき、または競売、民事再生、破産、会社更生手続その他これらに類する手続の申立てがあったとき。④営業の廃止、解散を決議したとき、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。甲が個人(自然人)の場合は、死亡したとき、または被補佐人や成年被後見人となったとき。⑤経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。⑥物件について必要な保存行為をしないとき。⑦リース契約以外の乙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。⑧リース契約条項または乙との間のその他の契約条項の一つでも違反し、乙が5日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に甲がこれに応じないとき。⑨保証人が前記各号のうち第2号ないし第5号のひとつにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。⑩第22条による表明・誓約に虚偽があり、または、違反が判明したとき。
- (2)リース契約が解除されたときは、甲は甲の責任と負担において直ちに物件を原状に回復(ただし、第10条第4項により丙に帰属したものを除く)したうえで、乙の指定する場所に持参もしくは送付して乙に返還し、あわせて規定損害金を乙に支払うものとします。
- (3)乙は、甲が第1項各号の一つにでも該当し、またはリース契約に違背したときは、乙の任意の時期において、物件ならびにリース契約上の乙の地位(権利、義務一切を含む)を第三者に譲渡し、第三者をしてリース契約に基づく乙の権利を行使させることができるものとします。

第12条(期間満了・再リース)

- (1)甲は、リース契約の更新について次の各号の定めに従います。
 - ①甲は、リース期間満了時にリース契約を終了させるときは、満了2ヵ月前までに乙所定の通知書により乙に通知するものとします。②前項による通知書が乙に到達しない場合、甲および乙は、物件の損害保険を付保しないことその他リース契約と同条件で自動的に1年間再リースすることにつきあらかじめ合意し、甲は乙からの請求により再リース料ならびに消費税(地租消費税を含む。以下、再リース料を含め「再リース料等」という)を乙に支払うものとします。ただし、再リース料等が、支払期限までに支払われない場合、リース契約は満了時に終了したものと甲は第13条および第2項の規定に従うものとします。③再リースが物件滅失等または解除により終了したとき、甲は、支払済みの再リース料等の返還を乙に請求できないものとします。④再リース期間の満了時も、前3号と同様とします。⑤第2号および第4号に基づく再リースがされない場合、甲は第13条および第2項の規定に従います。

《以下①お客さま用裏面へ続く》

前項に基づくリース契約の更新がされず、リース期間が終了したときは、甲は次の各号に従うほか、第13条ほかリース契約条項の物件に関する規定に従うものとします。

①乙または丙が要求した場合には、甲は物件を無償で保管するものとします。②乙の書面による承諾を得た場合、甲は甲の責任と負担で、諸法令に従い物件を廃棄処分することができるものとし、この場合、甲は、物件を処分後に書面によりその旨を乙に報告するものとします。

条(物件の返還・清算)

甲はリース契約がリース期間の満了または途中で終了したとき、もしくは、第11条第2項によって乙または丙から物件の返還の請求があったときは、物件の通常の消耗および第10条第4項によって乙が認めたものを除き、直ちに甲の負担で物件を原状に回復したうえ、乙または丙の指定する場所に返還します。物件がソフトウェアの場合は、甲は、乙または丙の指示に従い、使用権設定者に返還するかまたは乙または丙の了解のもとに廃棄します。これに伴う一切の費用は甲の負担とします。甲がソフトウェアまたはその複製物を廃棄したときは、甲はそれを廃棄したことを証明する書面を遅滞なく乙または丙に提出するものとします。ソフトウェアまたはその複製物の返還または廃棄が遅延した場合には、甲は返還完了または廃棄完了の日までこの契約に定められたすべての義務を履行します。

物件の返還が遅延した場合に、乙または丙から要求があったときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙に支払うとともに、リース契約条項の定めに従います。

甲が物件の返還を遅滞した場合において、乙もしくは丙または乙もしくは丙の指定する者が物件を所在場所から引揚げる場合は、甲はこれを拒むことはできず、また、異議や苦情の申立て、妨害、損害賠償の請求等の行為をすることができません。物件引揚げに際しては、甲と連絡が取れる場合は甲に通知するものとし、連絡が取れない場合は何ら通知は要しません。

リース期間満了以外の事由により物件が返還された場合、乙または丙は、返還を受けた物件を相当の価額で処分し、処分代金が生じた場合は、処分代金から物件の占有回復後処分するまでに要した費用一切および乙または丙が相当の基準に従って評価したリース期間満了時の見込残存価値を差引いた金額を、規定損害金が完済されているときに限り、規定損害金の額を限度として甲に返還するものとします。ただし、甲が規定損害金その他リース契約に基づく乙または丙に対する債務を完済していないときは、乙は前記の返還すべき金額を甲の債務弁済の一部または全部に充当することができるものとします。

条(乙の権利)

乙は、リース契約による権利を守り、回復するため、または第三者より異議や苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求することができるものとします。

乙は、リース契約に基づく乙の権利および義務を、その地位とともに金融機関その他第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾するものとします。

乙がリース契約による債権を保全するために必要と認めるときは、乙は直ちに乙の承認する担保もしくは増担保の差入、または保証人の追加、変更を甲および保証人予定者に対し求めることができるものとします。

条(物件の点検等)

もしくは丙または乙もしくは丙の指定した者が、物件の現状、稼働、保管状況ら点検、調査することを希望したとき、または、これらに関する報告を要求し、甲はこれに応じるものとします。

条(費用負担)

リース契約の締結に関する費用およびリース契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲が負担するものとします。

リース料、再リース料(これらを総称して以下、「リース料等」という)に課される消費税は甲が負担するものとします。甲は消費税額を各回のリース料等に加算して乙に支払うものとし、消費税額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払うものとします。また、その他リース契約に基づく甲から乙への支払について消費税が課される場合は、甲は乙からの請求額に消費税額を加算して乙に支払うものとします。

物件に課される固定資産税は乙が負担します。ただし、リース期間中にこれが増額された場合は、甲は、乙の請求により、直ちに増額分をリース料等とは別に乙に支払うものとします。

消費税および固定資産税以外に物件の取得、所有、保管、使用およびリース契約に基づく取引に課され、または課せられることのある公租公課は、名義人のいかににかかわらず甲が負担するものとします。

甲は、前項による諸税を乙が納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれをリース料等およびこれらにかかる消費税とは別に乙に支払うものとします。

甲は、甲が支払を遅延したことにより乙が振込用紙を送付したときは振込用紙送付手数料として、送付回数1回につき600円(税抜き)を上限とした額を別に支払うものとします。

甲は、リース料等の支払遅延等、甲の責に帰すべき事由により乙が訪問集金したときは、訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を別に支払うものとします。

甲は、乙が甲に対し第11条第1項に基づく書面による催告をしたときは、甲は当該催告に要した費用を負担するものとします。

7条(保証人)

保証人は、この契約および第12条の更新後のリース契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(規定損害金を含む)を保証し、甲および他の保証人と連帯して債務の履行の責に任じます。

保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、保証人は乙の書面による事前の承諾を得たときに限り代位することができます。

保証人は、乙がその都合によって他の保証人もしくは担保を変更、解除しても免責の主張および損害賠償の請求はできません。

8条(通知・報告事項)

甲および保証人は、住所・氏名・代表者・組織・種類・商号・勤務先・指定預金口座等を変更するとき、その他事業の内容に重要な変更があるとき、ま

たは第11条第1項の各号の事実が一つでも発生し、またはそのおそれがあるときは、その旨を書面で乙に通知するものとします。ただし、乙が適当と認めた場合には、電話等での連絡により届け出ることもできるものとします。

(2)甲および保証人は、前項の通知を怠った場合、乙からの通知または送付書類等が延着もしくは不到達となっても、乙が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

(3)甲は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、事業報告書その他乙の指定する関係書類を乙に提出するものとします。

(4)甲は、住所の変更により申込書等に記載の支払方法による履行が困難となるときは事前に協議のうえ、他の支払方法に変更するものとします。

第19条(相殺の禁止)

甲は、リース契約に基づき乙に対して負担する債務を乙または乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできないものとします。

第20条(弁済の充当)

本契約に基づく甲の弁済が、債務全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

第21条(義務履行地)

(1)リース料等の義務履行地は、乙の指定する支店所在地とします。

(2)損害賠償債務の義務履行地は、乙の指定する支店所在地とします。

第22条(反社会的勢力の排除)

(1)甲および保証人は、自ら又は自らの役員が、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等⑥社会運動等標ぼうゴロ⑦特殊知能暴力集団等⑧前各号の共生者(前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗り、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者)⑨その他前各号に準ずる者

(2)甲および保証人は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為

(3)甲または保証人が第1項または第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、乙は、甲または保証人に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとします。甲および保証人はこれに応じるものとします。

(4)甲または保証人が第1項または第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると乙が認める場合には、乙は、甲または保証人との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。なお、本契約が解除された場合には、甲および保証人は当然に期限の利益を失い、乙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

(5)第4項の規定の適用により、乙に損失、損害または費用(以下、これらを「損害等」という)が生じた場合には、甲および保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により甲または保証人に損害等が生じた場合であっても、甲および保証人は、当該損害等についての賠償を乙に請求できないものとします。

(6)第4項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、甲または保証人が乙に対する未払債務を完済するまでは、本契約の各条項が適用されるものとします。

第23条(公正証書)

甲および保証人は、乙から請求があったときは、甲の負担で強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じるものとします。

第24条(合意管轄)

甲および保証人は、リース契約について紛争が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、甲および保証人の住所地または契約地ならびに乙の本社・東京本部・各支店・各営業所・各センター所在地の管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第25条(住民票取得の同意)

甲および保証人は、本契約に係る審査のためもしくは本契約成立後における債権管理のために、乙が必要と認めた場合には、甲および保証人の住民票などを乙が取得し利用することに同意するものとします。

第26条(特約事項)

リース契約について申込書等の特約事項に記載がある場合、当該特約事項は契約各条項に優先して適用されるものとします。

[問合せ・相談窓口]

1.リース物件・保守契約についてのお問合せ、ご相談は申込書等に記載の売主にご連絡ください。

2.本契約(お支払い)についてのお問合せ、ご相談については下記におたずねください。

株式会社アプラス お客さま相談室
●大阪/〒564-0051 吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂
0570-001-770 ※(ナビダイヤル)は有料です。

政務活動費 (事務所費) 使用実績表 (令和4年度 3月分)

会 派 名		翔政会		議 員 名	伊藤 健太郎
事 務 所 名		伊藤けんたろう事務所		事務所所在地	新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9
政務活動使用割合 (B) / (A)				100 : 40 / 152 : 00 (65 %)	
日	曜日	総使用時間 (A)	内、政務活動 使用時間 (B)	政務活動使用内容	
1	水	7 : 00	4 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
2	木	7 : 00	4 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
3	金	7 : 00	4 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
4	土	0 : 00	0 : 00		
5	日	0 : 00	0 : 00		
6	月	7 : 00	7 : 00	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
7	火	7 : 00	7 : 00	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
8	水	7 : 00	7 : 00	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
9	木	10 : 00	6 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
10	金	7 : 00	4 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
11	土	0 : 00	0 : 00		
12	日	0 : 00	0 : 00		
13	月	7 : 00	4 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
14	火	0 : 00	0 : 00	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
15	水	8 : 00	5 : 20	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
16	木	7 : 00	4 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
17	金	7 : 00	4 : 40	令和5年度一般質問予定項目事前調査	
18	土	0 : 00	0 : 00		
19	日	0 : 00	0 : 00		
20	月	6 : 30	4 : 20	地域要望聞き取り (地域の危険箇所確認他)	
21	火	0 : 00	0 : 00		
22	水	8 : 00	5 : 20	地域要望聞き取り (地域の危険箇所確認他)	
23	木	6 : 00	4 : 00	地域要望聞き取り (地域の危険箇所確認他)	
24	金	7 : 00	4 : 40	地域要望聞き取り (地域の危険箇所確認他)	
25	土	0 : 00	0 : 00		
26	日	0 : 00	0 : 00		
27	月	6 : 00	4 : 00	地域要望取りまとめ (地域の安全対策・活性化他)	
28	火	6 : 00	4 : 40	地域要望取りまとめ (地域の安全対策・活性化他)	
29	水	6 : 00	4 : 00	地域要望取りまとめ (地域の安全対策・活性化他)	
30	木	6 : 00	4 : 00	地域要望取りまとめ (地域の安全対策・活性化他)	
31	金	12 : 30	0 : 00		
計		152 : 00	100 : 40		

支 出 伝 票

会 派 名	翔政会	議 員 名	伊藤健太郎
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月10日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月26日		
支 出 金 額	3,600 円		
支 出 先	NTTファイナンス		
使 途 内 容	事務所電話料・通信費		
備 考	4月分 $\{(\yen 8,811 - \blacksquare) \times 21/30 + (\yen 1,100) \times 30/31\} \times 1/2$		
領収書貼付欄		(事務所費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求書 (東日本ご利用分)

950-0925
新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9

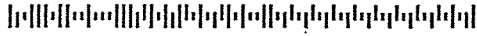
郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

伊藤 健太郎 様



023052101041360679

00860

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 5月18日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3330111 (無料)
【速付先】
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本
-8691 郵便物 仙台東郵便局私箱8号
社用コード J20021111002 00860 00859 00.D
61 000000 1.0 23050301D

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 (1 / 3 ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
	2023年 5月ご請求分	9,911円	2023年 5月31日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT東日本分ご請求額 8,811円
NTTファイナンス分ご請求額 1,100円
(合計) 9,911円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT東日本からのお知らせ *** フレッツ光の料金プラン「にねん割」はご請求内訳の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。更新後の契約期間は24ヵ月です。更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要です。なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、解約金「戸建て向けサービスの場合4,950円(税込)、集合住宅向けサービスの場合1,650円(税込)」がかかります。詳しくはフレッツ公式HPをご確認ください。

* NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ、
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience store

電話料金等払込受領証
東日本ご利用分

へ払い込みをお願いいたします。
docomo shop.

ご請求先氏名
伊藤 健太郎 様

お客様番号

2023年 5月ご請求分

金額(円)
¥9,911-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3330111

領収日附印
23.5.26
137830

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 5月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT東日本ご利用分				
	8,767	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 4月 1日～ 4月30日: お客さま [REDACTED]	合算
		1,500	ひかり電話A (エース) 基本料 4月 1日～ 4月30日 電話番号は025-282-7500	合算
		500	ボイスワープ利用料 4月 1日～ 4月30日	合算
		200	複数チャンネル利用料 4月 1日～ 4月30日	合算
		100	追加番号利用料 4月 1日～ 4月30日	合算
		272	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日 翌月への繰越額は480円です。	合算
		-272	ひかり電話A (エース) 定額料分通話 4月 1日～ 4月30日 ひかり電話A定額料に含まれ、通話料から減算します。	合算
		464	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 4月 1日～ 4月30日	合算
		6	ユニバーサルサービス料他 4月 1日～ 4月30日 2番号分	合算
		797	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◆NTT東日本分 (小計)	8,811	8,811	(小計)	
◆NTTファイナンスご利用分	1,100	1,100	ぶら利用料 * 0.3月ご利用分	非対象等

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

J20021111002 00860 00859 00 I

支 出 伝 票

会 派 名	翔政会	議 員 名	伊藤健太郎
支 出 年 度	令和5年度	整理番号 (項目別)	4
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年4月10日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月26日		
支 出 金 額	3,965 円		
支 出 先	日青堂		
使 途 内 容	備品リース料		
備 考	4月分 11,330×21/30×1/2		

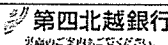
領収書貼付欄

(事務所費)

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

お 取 扱 日	取 扱 店	号 機	NB	通 番
05-05-26	269	28	N	132
銀行番号	口座店	口座番号		
お 取 引 内 容		お 取 引 金 額		
振 込		¥11,220		
借 入	消費税込手数料	¥110		
硬 貨	¥330			
お取引後元帳残高				
11:16				
* お振込明細 * 案 内 0E0132				
(カ)ニッセイトウ 様				
ご依頼人 イトウケンタロウ 様				
TEL [REDACTED]				


第四北越銀行
お取引のご案内はこちら

印紙税申告納付につき新潟県事務課へ送付

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

支出伝票

会 派 名	翔政会	議員名	伊藤健太郎
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	5
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年3月11日 から 令和5年4月10日		
支出年月日	令和5年5月29日		
支出金額	4,278 円		
支 出 先	京セラドキュメントソリューションズジャパン		
使 途 内 容	複合機カウント料		
備 考	¥26,323×21/31(3/31~4/9を除く)×1/2=¥8,915の内、¥4,278を計上		

領収書貼付欄 (事務所費)

お取引明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。
お取引の明細は下記のとおりでございます。

お 取 扱 日	取 扱 店 号	機 号	NB	通 番
05-05-29	269	28	N	169
銀行番号	口座店	口座番号		
お 取 引 内 容		お 取 引 金 額		
振 込		¥25,883		
消費税込手数料	¥440			
硬貨	¥323			
お振込先		お振込先		
11:50		11:50		
* お振込明細		* 0E0169		
お振込先		お振込先		
案 内 キョウセラドキュメントソリューションズ ジャパン 様 ご依頼人 イワケンタロウ 様 TEL025-282-7500				

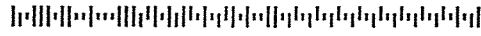
印紙税申告納付につき新潟県事務次長済

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

請求先
〒950-0925
新潟県新潟市中央区弁天橋通
3-6-9
伊藤けんたろう事務所 御中

請求書

請求元
〒540-0004
大阪府大阪市中央区玉造
1-2-37
TEL:06-4965-5760
京セラドキュメントソリューションズ
ジャパン株式会社



0007664#



4305090057143194

081AA

000000

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	25,883円
------	---------

件名:	
-----	--

請求書発行日	2023年05月08日(月)
請求書番号	102006461
締日	2023年04月30日(日)
支払期限	2023年05月31日(水)

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額(税抜)	今回消費税額	今回請求金額(税込)

前回繰越金額	御入金額	差引残高	今回売上金額	今回消費税額	今回合計金額	当月繰越残高
			23,530	2,353	25,883	

10%対象(税抜)		消費税額		請求金額(税込)	
	23,530		2,353		25,883

支払方法	銀行振込	
振込先	株式会社 京セラドキュメントソリューションズ ジャパン(カ)	
備考	支払方法(特記): 振込 ※月のお買上金額が3,000円(税込)以下の場合、ご請求を繰越しする事がございます。 ※すでに御入金いただいております場合は、この請求書が行きがちがいにしておりますので、ご了承くださいませ。 ※商品名が*から始まる明細については軽減税率対象品となります。	

請求書のデジタル化に関するご案内

弊社では請求書のデジタル化を目的として、全てのご請求を「BtoBプラットフォーム請求書」にてご案内しております。下記のURLにアクセス後、「仮ID」と「仮パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って、ご登録(無料)をお願いいたします。ご登録完了後すぐにご利用いただけます。請求書のデジタル化へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※既にIDを登録済の方は、右記の仮ID・仮パスワードより設定することで、登録済IDで利用することができます。

※ご登録完了後は電子請求書のみ発行させていただきますので、ご注意ください。

URL	https://wi.infomart.co.jp/in
仮ID	
仮パスワード	

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額	
明細番号		部門			備考			
2023/04/10 6222384113	コピーチャージ区間料 (フルカラー)		7	2,374	16,618		(課税 10%)	
2023/04/10 6222384113	コピーチャージ区間料 (モノクロ)		0.7	9,875	6,912		(課税 10%)	
6222384113	(伝票計)				23,530	2,353	25,883 (課税 10%)	
	注文番号 SV03437708J00 6872785_0							
	(小計)				23,530	2,353	25,883	
		伊藤けんたろう事務所						



確認日 2019 年 8 月 2 日

お取引確認書

京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社(KDJ)宛

取引にあたり、
支払条件、請求書、注文書に
ついては下記の通りとします。

必須記入項目

(フリガナ)	伊藤 健太郎	
会社名	伊藤 健太郎事務所	
代表者名	伊藤 健太郎	
(〒)	〒950-0925	
住所	新潟県新潟市中央区弁天橋通り丁目6番9号	
TEL/FAX	TEL 025-282-9500	FAX 025-282-9503

1. 担当者情報

担当部署		担当者名	
TEL/FAX (上記と別の番号)	TEL	FAX	

2. 支払条件

支払条件 及び 支払方法	毎月 20 日結(※)	お支払日 (サイトも記入)	翌月 6 日支払 (※) KDJ請求書の締切日	
	支払方法 (いずれかを選択、○ で囲んで下さい。)	①	口座引落	②
	但し条件 (具体的に記入)			
	③その他の場合 (具体的に記入)			

3. 請求書関連

請求書 受渡方法 (いずれかを選択、○で囲んで 下さい。)	① 電子請求書 ※受取担当者名・ メールアドレス	担当者名	※送付アドレス不可。数字のゼロは0を、 英字のオーはOで記入下さい。
	② 紙請求書	送り先住所・連絡先(※上記住所と別の場合のみ記入) TEL: 〒	
	③ その他 (具体的に記入)		

月間お買上げ金額が3,000円以下(税込)の場合、最大3ヶ月請求書が繰り越しされます。

4. 注文書関連

KDJ標準 注文書使用 (いずれかを選択、○で囲んで 下さい。)	可	使用印鑑 (いずれかを選択、○で囲んで 下さい。)	①	代表者印	②	会社印	③	発注担当者印
	不可	注文書必要項目のうち、記載のない項目がある場合は、記入してください。						

注文書必要項目 ①注文先名(KDJ)、②注文日付、③注文書番号、④発注社名、⑤社印、⑥商品名、⑦数量、⑧単価、⑨消費税額、
⑩合計金額、⑪納期、⑫取引条件、⑬納入先

【お取引確認書について】
本書は、取引内容の確認のために使用させて頂きます。尚、個人情報は当社のプライバシーポリシーに沿って、厳正に取扱い致します。

京セラドキュメントソリューションズジャパン(株)使用欄				受付日	
区分	1. 新規登録 2. 新規登録(追加受注先) 3. 登録変更 4. その他()				
得意先コード (2の場合上位コード)		担当部署		責任者印	担当者印

支 出 伝 票

会 派 名	翔政会	議員名	伊藤健太郎
支出年度	令和5年度	整理番号 (項目別)	6
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	令和5年3月17日 から 令和5年4月30日		
支出年月日	令和5年5月30日		
支出金額	1,317 円		
支 出 先	新潟市水道事業管理者		
使 途 内 容	水道代		
備 考	4月分 $\yen 4,594 \times 35/61 (3/31 \sim 4/9 \text{を除く}) \times 1/2 = \yen 1,317$		
領収書貼付欄		(事務所費)	

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。
備考欄には按分率等を記入してください。

水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書 ㊤

(お客さま控え) 令和 5年 5月25日 発行

022

お客さま番号	口番	13
	階数	1

新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9

伊藤 健太郎 様

5年 4月～ 5年 5月分	
(3月 17日～ 5月 16日)	
使用量	1 m ³ 排除量 1 m ³
水道	料金 (円) 1976
	消費税等相当額(再掲) (179)
	充 当 額 (円)
下水	使用料等 (円) 2618
	消費税等相当額(再掲) (238)
	充 当 額 (円)

合 計 (円)	4594
---------	------

上記の金額を納入してください。

振替口座	00520-5-960314	加入者名	新潟市水道事業管理者
------	----------------	------	------------

納期限	令和 5年 6月 19日
-----	--------------

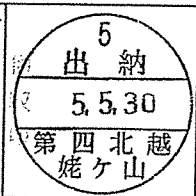
上記の金額を預収いたしました。

新潟市水道局用前収金受領印、
収金取扱金融機関、新潟市水道局
企業用納付または転納受託者の
領収印が押してあることにより
効力を生じます。

新潟市水道事業管理者

収納代行DSIS電算システム

収入印紙不要



お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

〒951-8501 新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9

